行政視察等報告書（個人用）

令和元年８月２１日

知立市議会議長　様

報　告　者	那須幸子
日　　時	令和元年８月 20 日
視察（研修）場所	東海市役所
研修内容	不育症治療費助成制度について

★東海市の概況

・昭和 44 年 4 月 1 日　市政施行
・面積：43.43 ㎢
・人口：114,827 人（男：60,004 人　女：54,823 人）
　　50,600 世帯
　　※平成 31 年 4 月 1 日現在
※全国有数のふき、洋ランの生産地。
※テーマ「ひと、夢　つなぐ安心未来都市」

★不育症治療費助成制度開始の背景

子育てするなら東海市！

◎子育て世代の経済的負担を軽減し、結婚、妊娠から子育ての各段階に対する切れ目ない支援の更なる充実を図っている。

一般不妊治療費助成制度、特定不妊治療費助成制度を既に実施しており、更なる少子化対策の推進を図る為、平成 28 年 7 月より、不育症治療費助成制度を開始した。

（東海市不育症治療費の助成に関する条例施行
平成 28 年 6 月 30 日　規則 39 号）

★不育症治療費助成制度の概要

・治療費及び申請時において、夫婦ともに東海市に住所を有していること。
・指定医療機関によって不育症と診断され、指定医療機関にて治療を受けていること。
（現在、東海市においては指定医療機関はない）
・夫婦の合計所得が 730 万円未満であること。

★助成金額

・1 治療期間ごとに 30 万円を上限として助成。

◇治療期間とは、不育症の治療又は検査を開始した日から、出産など（流産、死産などを含みます）により不育症治療を終了する日までの期間をいう。

・1 治療期間に対する 2 回目以降の申請の場合は、前回までの通算の助成金額を 30 万円から差し引いた金額が上限。

★今後の課題

平成 28 年度に制度を開始して 4 年目

（28 年度　1、29 年度　1、30 年度　0、31 年度　1）少ない現状。

現在、ホームページ、広報誌、チラシ配布などを実施。

今後、継続して周知を行っていく。

★所感

不育症治療費助成制度について、多くのことを学ばせて頂きました。

厚生労働省の調査では、妊娠した女性の 4 割が流産の経験があり、流産を繰り返す不育症も 5%いることが報告されています。

「子育てするなら東海市」のことばにあるように流産を繰り返すことによって、ストレスを抱えたり、不育症治療費が高額な為に出産をあきらめてしまう方たちにとって、この助成制度はとてもありがたい取り組みで、再度挑戦できる心の支えにもなる制度だと感じました。

知立市におきましても、平成 24 年 10 月 1 日に「知立市子ども条例」を制定し、その中に安心、安全な妊娠、出産の支援とあり様々な取組みが行われております。

今、知立市に若い方の転入が増えています。更なる安心、安全な妊娠、出産の支援の充実に取り組んで頂きたいと思います。

※報告書は視察（研修）場所ごとに作成してください。

報告書は視察（研修）終了後 1 週間以内に提出してください。